

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略） 健康対策課		別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略） 健康対策課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1) 予防接種法第5条 第1項の規定による 政令市長への定期予 防接種の指示をする こと。 (2)～(19) (略)	（略）	(1) 予防接種法第3条 第1項の規定による 政令市長への定期予 防接種の指示をする こと。 (2)～(19) (略)
（略）		（略）	
（略）		（略）	